

平成29年期（第7期）監査報告書

Audit Report 2017

平成30年 2月16日

一般社団法人 g i d . j p 日本性同一性障害と共に生きる人々の会
(法人番号 6010705001617)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条および本法人の定款第25条に基づき、平成29年期（第7期）の事業報告、計算書類（貸借対照表、正味財産計算書、損益計算書）、これらの附属明細書、事業計画、収支予算、理事ならびに代表理事の職務執行について監査を行いましたので、次のとおり報告いたします。

伊藤 効 

1、監査方法

理事会その他の重要な会議に出席するとともに、理事会が電磁的方法による承認決議や情報共有に利用しているグループウェアならびにメーリングリストに理事と同等の閲覧・利用権限をもって参加し、理事間の協議・審議や支部と本部とのやりとりを把握し、随時必要な説明を求めました。職務の執行状況等についても同様の手段を用いて定期的に報告を受けました。重要な決裁文書及び報告書はグループウェアの承認決裁機能を用いて閲覧し、理事等が決裁したものを監事として確認し、適切なものに承認の決裁を下しました。会計帳簿、会計書類、その他の重要な文書を閲覧し、顧問税理士とのやりとりやその見解については代表理事に報告と説明を求めました。

なお、平成29年1月1日から監事に着任した平成29年5月27日までについては、当該期間中に理事としての責任を有していた倉嶋氏ならびに米田氏から必要事項を聴取するとともに、西野代表を通じて前監事である國友氏からも聴取を行いました。加えて、当該期間中に開催された理事会の録音や議事録について開示を求め、それを確認することで監査を行いました。

2、監査結果

(1) 事業報告について

平成29年度には、本法人定款第3条にある事業目的に沿って実施され、その内容は、性同一性障害当事者やその理解者などを支え励まし得るような、公益性の高さを持ち合わせていたことを認めます。赤字事業となっていた懇親会を法人の事業から除外するなどの事業の整理は、より公益目的事業に注力していくことを可能にするものであり、高く評価されます。一方で、支部長などの個人の活動可否により支部の存続までもが左右されてしまう状況は、平成28年期監査報告でも指摘されていたながら改善が認められません。当事者の居場所を持続的に保っていくための具体的対策を審議し、実行していくことを求めます。

平成30年3月3日開催の定時会員総会議案書に報告事項として記載されている『平成29年期事業報告』は、法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示していることを認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書について

『平成29年期(第7期)決算報告書』にあるように、平成29年期にかかわる計算書類

及びその附属明細書は、顧問税理士からの指導助言に基づいて作成されており、当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していることを認めます。

(3) 代表理事ならびに理事の職務執行について

平成29年の1月から3月までの間に開催されるべき定時会員総会は、当該年度の経常増減額表、正味財産増減計算書ならびに貸借対照表等が整わなかったために正常に開催することができませんでした。これは前任の國友監事による平成29年5月10日付の文書、『監査報告』にある通りです。平成29年の1月から3月までの間に開催されるべき定時会員総会が行われなかったため、平成27年3月28日の定時会員総会にて承認決議を得た理事の任期が平成29年3月31日をもって退任（任期満了）となって以後は、任期中の理事・監事・代表理事がいない状況に陥りました。そのようななかでも、本法人定款第26条（役員の任期）に基づいて権利義務を負う者らにより平成29年5月27日に臨時会員総会が開催されるに至りましたが、任期中にある理事・監事・代表理事が不存在となる事態は決して再び起こってはなりません。

法務局にて取り寄せた履歴事項全部証明書によると、法務局への登記は平成25年5月28日に監事変更の登記が行われてから滞っておりまして。幸い現代表理事の西野氏が平成29年9月9日にすべての不備を修正できるような登記申請を行い、それによって回避されることとなりましたが、5年以上登記が滞り続ければ登記官の職権により休眠一般社団法人としてみなし解散の登記が行われてしまいかねないところでした（参考：<http://www.moj.go.jp/content/001235093.pdf>）。こうした登記申請の遅延も再発が許されないものです。なお、登記上は平成27年3月31日をもって登記された任期中の理事・監事・代表理事が不存在となっていたことも、当該期間中に管理責任を負っていた者による重大な過失と言わざるを得ません。

平成29年5月27日に開催された臨時会員総会とその後の平成29年5月理事会にて新たな理事と代表理事が選任された以降についてです。理事会はビデオ会議あるいはグループウェアを用いた電磁的方法により、月1回以上の開催が継続されました。また、理事会での審議内容や決議状況が簡易なものながら会員らに開示されることとなり、組織の風通しがよくなったことは大きく評価されます。一方で、これまで登記申請が行われていなかったことにより修正登記などのために膨大な時間をかけて過去の情報収集や法務局への相談を行う必要が生じたという特別な事情があったにせよ、それによって代表理事としての通

常業務の履行が遅延したことについては、今後の改善を強く求めるところです。

資金がほぼ枯渇した状態で法人運営を担うこととなった平成29年期中に理事らが法人存続のための事態改善を早急に図りたいばかりに、定款や法人法をよく精査する余裕なく理事会を運営し、それによって有志の会員等から理事会決議が本法人定款と不整合な部分を持つとの指摘を受けたことは、過失として認めざるを得ません。ただし、過失が発覚した際にはただちにそれを撤回し、法務局への相談や臨時理事会の開催等によって速やかに改善を図ったことは、大変適切でした。法務局への相談でも、早急な改善と修正により重大な定款違反の状態には陥っていないとの回答を得ています。もちろん再発防止策を講じることが求められますが、生じた過失は適切に修正されることにより重大な危機に瀕することが回避されています。監査報告において重大な不正な行為または定款もしくは法令に違反すると指摘すべき事柄はありません。理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(4) 代表理事の理事会運営における独裁的権限および決定の有無について

平成29年期中には、現代表理事の西野氏が理事会運営において独裁をおこなっているかのような指摘が散見されました。実態と離れた批判の多さを受け、平成29年11月には、理事会として西野氏が理事会の審議を経ずに法人の意志決定を行った事実はないことを認定する決議が成されました。監事としても、理事会では各理事の意見を反映した決議がなされていることを確かに認めます。現理事会が以前とは異なる方針を打ち出している事柄もありますが、法人名変更や法人として展開する事業内容の整理なども、理事や支部長からの提案・要望や理事会外で理事らから積極的賛成を得た提案を西野氏が代表して理事会に議案提出することから審議が始まっています。西野氏は代表理事として、過失や問題が発生したときには全面的に責任を負って理事らを守り、理事会審議においては自らの考えを一理事として表明するに留めて各理事の意見を積極的に受け入れていました。また、グループウェアを導入・運用して承認プロセスを整備したり、新たなビデオ会議システムを導入して支部の運営責任者（支部長・副支部長など）が理事会を傍聴できるようにしたりと、代表理事が独裁できないように監視できる具体的手段の策定や実行を確実にしていることを指摘します。代表理事の理事会運営における独裁的権限および決定はないことを認めます。

(5) 法人運営における代表理事の独裁的権限および決定の有無について

本書の(4)同様に、法人運営においても、代表理事が独裁的権限および決定を行っている事実はありません。複数の支部から現理事会体制への批判的意見が寄せられている事実がありますが、理事会を構成している理事らは会員総会の選挙によって選任された正会員の代表者であり、選挙を経していない支部の運営管理者が理事会や会員等に対して正式に真を問うことなく理事会の決定を反故にしたり、支部の存廃を判断したりすることは不適切と言わざるを得ません。

むしろ現代表理事である西野氏ならびに各理事は、支部の意向を尊重するばかりに、理事会権限の考え方や理事会と支部との関係について正面から意見を言わず、それによって支部ひいては交流会の安定的開催が危うくなっている実態があります。こうした事態においては、性同一性障害当事者にとっての居場所を守るため、毅然とした対応をとる必要があることを指摘します。

資金面において法人ならびに事業の存続を図るため、平成29年10月より、現代表理事である西野氏が昼間の通常勤務に加え、深夜の飲食店アルバイトを始めたことについてです。勤務状況を聴取する限り、その労働時間の合計は過労死ラインを大きく超えています。このような状態では、通常の事務業務や会計管理などの法人運営業務を行っていくことは大変困難です。複数側面において法人存続が危ぶまれる非常事態にあることがわかっていながら寄付金依頼や正会員募集をできない事情があった今期はやむを得なかったとしても、平成30年期以降は理事らが一丸となってこの改善を図っていただきたいと思います。

(6) 理事会決議について

当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況について指摘すべき事項はありません。

以下余白